

# 台東育英小学校PTA会則

## 第1章 名 称

第1条 この会は、台東育英小学校PTA（以下本会）と称し、事務所を台東育英小学校に置く。

## 第2章 目的および活動

第2条 本会は、日本国憲法と教育基本法に基づき、台東育英小学校の保護者と教職員が互いに協力して、児童の健全なる成長を図ると共に、その福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、教育を本旨とし、非営利的、非政治的、非宗教的な民主団体であり、他のいかなる団体の干渉も受けない。また、学校の管理や教職員の人事に直接干渉するものではない。そして、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校教育、家庭教育に対する相互理解を深める活動
- (2) 児童の生活指導と地域における教育環境の改善充実
- (3) 会員相互の研修、教養を深めると共に、親睦を深めるための活動
- (4) 児童や教職員の文化の向上と福利厚生
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会 員

第4条 本会の会員は、本校児童の保護者および教職員を以って会員とする。

## 第4章 役員および任期と任務

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 監 事 若干名
- (5) 書 記 若干名
- (6) 世話人 若干名

詳細は台東育英小学校 常任委員名簿参照

- 2 役員は、会員の中より選出し、総会により承認を受け、総務会を構成する。任期は一年とする。ただし再任は妨げない。補欠により就任した場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 総務会は、年度当初、各部会および常任委員会の成立を図る。
- 4 総務会は、常任委員会の議案等を準備する。

- 第6条 新役員を選出するにあたり、役員選考委員会を置く。
- 2 役員選考委員会は、臨時総会開催時点の役員および教職員若干名で構成する。
  - 3 役員選考委員会は、会員より次年度総務役員について推薦を募り、役員候補者の選考を行う。

- 第7条 役員の仕事は、次の通りとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、常任委員会を招集し、議長となり、常任委員会の決定に基づいて総会を招集する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。なお、副会長は、会長の指名により渉外担当、渉内担当等の総務会で定める専属的な業務を担当する。
  - (3) 会計は、本会の経理一切を処理する。
  - (4) 監事は、会計を監査する。
  - (5) 書記は、諸会議の記録および通信連絡の事務を行う。
  - (6) 世話人は、生活指導子ども会の管理を行う。

- 第8条 本会に次の活会を置く。活動内容については別に定める。
- (1) 学 級 部
  - (2) 広 報 部
  - (3) 保健体育部
- 2 各部の部長は、役員全体会において選出する。

## 第5章 顧問・相談役

- 第9条 本会に、顧問・相談役を置く。
- 2 元会長を、顧問として遇する。
  - 3 元副会長を、相談役として遇する。
  - 4 顧問及び相談役は、会員である間は総務会の構成員として、本会の運営につき助言する。

## 第6章 会 議

- 第10条 本会の会議は、総会、総務会、常任委員会、部会、特別委員会とする。

- 第11条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成される。
- 2 総会は、会長が招集する出席会員の中から議長を選んで、次の事項を議決する。
    - (1) 決算の承認
    - (2) 活動計画および予算の承認
    - (3) 役員を選出
    - (4) 会則の改廃
    - (5) その他本会の運営についての事項
  - 3 総会は、定期総会と臨時総会とする。
  - 4 総会の開催日時、場所および議案は、事前に会員に通知する。
  - 5 総会は、委任状も含め、議決権を有する会員の2分の1以上を以って成立し、

議事は議決権を有する出席者の過半数で決する。

- 6 議決権は、一家庭一票とする。
- 7 会員は、書面によって議決権を行使することができる。
- 8 総会は、総会の目的である事項について、会員の反対の意思表示がない場合に限り、書面による決議ができるものとする。

第12条 総務会は、次の事項について検討し決定する。

- (1) 会務の執行に関する事項
  - (2) 総会に提出する議案
  - (3) 総会により委任された事項
- 2 その他重要事項については、検討のうえ、常任委員会へ提出する。

第13条 常任委員会は、総務会、各部会の部長・副部長により構成し、会長が必要に応じ招集する。

第14条 部会は、学級部、広報部、保健体育部により構成する。

第15条 会長は、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

## 第7章 会計

第16条 本会の運営および活動に必要な費用は会費でまかない、金額は総会で決定する。

- 2 支出は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
- 3 決算は、会計監査を経て、総会の承認を得る。
- 4 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

## 第8章 個人情報

第17条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については細則に定め、適正に運用するものとする。

## 第9章 附則

第18条 常任委員会は、会の円滑な運営を図るために、会則を補完する細則を定めることができる。細則の設定と改廃は総会に報告する。

第19条 この会則を変更する場合は、総会の議決による。

第20条 この会則は、平成13年4月7日より施行する。  
この会則は、平成16年3月22日より施行する。  
この会則は、平成21年4月17日より施行する。  
この会則は、平成30年4月1日より施行する。  
この会則は 平成31年4月1日より施行する。

この会則は、令和3年5月1日より施行する。

この会則は、令和7年4月1日より施行する。

## 細 則

### 第1条 役員選考委員会

- (1) 次期の総務役員は、本年度総務役員および教職員若干名で構成する選考委員会において推薦する。

### 第2条 予算および補正予算

- (1) 予算案は、以下の手順に従って作成する。
  - ①各活動部は、年度当初に前年度の活動報告および決算を検討しつつ新年度の活動計画原案に必要な費用を概算して、総務会に提出する。
  - ②総務会は、会費収入見積もりおよび運営に必要な費用を概算する。
  - ③総務会は、各種原案および概算資料をもとに活動計画案と予算案を作成する。
- (2) 総務会は、運営を円滑にし、活動を充実・促進するために、年度途中で当初予算を補正することができる。ただし、会費収入を超過する補正予算を立てる必要が生じた場合は、臨時総会に諮らねばならない。

### 第3条 会計規則

- (1) 会費徴収  
会費は、原則としてゆうちょ銀行振込みで3期に分けて納入する。
- (2) 予算執行
  - ①予備費の支出・費用変更・流用は、常任委員会の決定を必要とする。
  - ②各種活動の費用は、各責任者の請求により会計役員から受領し支出先の領収書またはこれに代わるものを提出する。

### 第4条 慶弔規定

- (1) 会員および児童の死去には弔慰金を贈る。
- (2) この会の活動中に、会員および児童が傷害を負った場合は、相応のお見舞いをする。
- (3) 金額は、都度考慮の上決める。

### 第5条 個人情報取扱規定

- (1) 目的  
この個人情報取扱規定は、台東育英小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- (2) 指針  
本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努める。

(3) 周知

個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(4) 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- ①会費請求、管理等のための連絡
- ②文書等の送付
- ③本会役員・委員・会員名簿等の作成
- ④組織の円滑な運営のための連絡

(5) 個人情報の取得

本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(6) 同意の取り消し

会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(7) 管理

個人情報は本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(8) 第三者提供の制限

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(9) 改訂

この個人情報取扱規定の内容に改訂の必要が生じた場合には台東育英小学校PTA総務会にて、協議し改訂するものとする。

尚、その際には、速やかに会員に周知する。

第6条 この細則は、平成16年3月22日から実施する。  
この細則は、平成18年4月20日から実施する。  
この細則は、平成21年4月17日から実施する。  
この細則は、平成30年4月1日から実施する。  
この細則は、令和8年4月1日から実施する。